都道府県名	地域
福島県	田村市
	南相馬市
	伊達郡川俣町
	双葉郡広野町
	双葉郡楢葉町
	双葉郡富岡町
	双葉郡川内村
	双葉郡大熊町
	双葉郡双葉町
	双葉郡浪江町
	双葉郡葛尾村
	相馬郡飯舘村

○農林水産省告示第二百四十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年二月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年三月一日　第十七号

二　登録認定機関の名称及び住所

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会　東京都千代田区外神田六丁目十五番十一号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都千代田区外神田六丁目十五番十一号

○農林水産省告示第二百四十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年二月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年三月十日　第三十一号

二　登録認定機関の名称及び住所

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会　東京都千代田区外神田六丁目十五番十一号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

生産情報公表農産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都千代田区外神田六丁目十五番十一号

○農林水産省告示第二百四十二号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百十五条第一項第二号及び第二項、第百十六条第一項ただし書（同法第百二十五条第三項及び第百四十一条の七第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第百五十条の五の十第一項の規定に基づき、同法第百十五条第一項第一号の共済掛金標準率甲及び共済掛金割引標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙、共済掛金割引標準率乙及び農林水産大臣の定める率、同項第三号の共済掛金標準率丙及び共済掛金割引標準率丙、同法第百十六条第一項ただし書の農林水産大臣が定める金額並びに同法第百五十条の五の十第一項の農林水産大臣の定める額を次のように定める。

平成二十六年二月十七日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　平成二十五年二月二十八日農林水産省告示第五百十号（農業災害補償法の規定に基づき、家畜共済の共済掛金標準率等を定める件）は、廃止する。

3　この告示は、平成二十六年四月一日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百四十三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第五項の規定に基づき、平成二十四年二月一日農林水産省告示第二百四十六号（農業災害補償法第百二十条の六第五項の規定に基づき同項の特定の収穫共済の共済目的の種類等につき農林水産大臣が定める細区分を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十七日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十四年二月一日農林水産省告示第二百四十六号の規定は、なつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。以下同じ。）以外の果樹（以下「一般果樹」という。）に係る収穫共済にあっては平成二十七年産の果実に係る共済関係から、なつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済にあっては平成二十八年産の果実に係る共済関係から適用するものとし、一般果樹に係る収穫共済の平成二十六年産の果実に係る共済関係並びになつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済の平成二十七年産の果実に係る共済関係についての農業災害補償法第百二十条の六第五項の細区分については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百四十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第百五十条の五の十三第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき、平成二十七年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成二十八年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を次のように定める。

平成二十六年二月十七日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十五号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六条第二項の規定に基づき、平成二十六年産の水稲及び陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十六年二月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　平成二十六年産の水稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲

次の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。ただし、水稲で飼料の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては四〇円、三六円、三二円、二八円、二四円、二〇円、一六円及び一二円とし、水稲で米粉の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては八四円、七六円、六七円、五九円、五〇円、四二円、三四円及び二五円とする。